

## 公益財団法人新潟ミートプラント役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第13条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、公益財団法人新潟ミートプラント（以下「ミートプラント」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、ミートプラントを主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 ミートプラントは、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、年額600万円以下とする。
- 3 前項に定める報酬等の額は、その職務、資格等を勘案して、理事は理事会の決議、監事は監事同士の協議により定める。ただし、監事が1人の場合は、評議員会の決議により決定する。
- 4 非常勤役員等は、無報酬とする。

### (報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、職員給与規程に準ずる。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟ミートプラントの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。